

# 第3次銚田市行政改革大綱

## 行政改革推進プラン

【平成31年度～35年度】



茨城県銚田市

平成31年3月

# 目 次

1. 行政改革推進プランの策定	1
(1) これまでの取組み	1
(2) 新たな行政改革推進プランの策定	2
(3) 計画期間	2
(4) 計画の基本方針・推進項目	2
【方針1】市民ニーズに対応した行財政運営の推進	
【方針2】市民の信頼に応える組織と職員の意識改革	
【方針3】「自助・共助・公助」の確立によるまちづくりの推進	
(5) 計画の進行管理と公表	3
2. 具体的な実施項目	
方針1 市民ニーズに対応した行財政運営の推進	4
(1) 事務事業の効率化と行政サービスの向上	4
(2) 財政運営の改善・効率化	16
(3) 公共施設の効率的な配置・運営	25
方針2 市民の信頼に応える組織と職員の意識改革	35
(1) 組織の機能化・適正な組織運営の推進	35
(2) 職員能力と資質の向上	36
方針3 「自助・共助・公助」の確立によるまちづくりの推進	39
(1) 市民協働の推進・市民活動の支援	39
(2) 市民への情報発信の強化	48

## 1. 行政改革推進プランの策定

### (1) これまでの取り組み

本市では、「新市まちづくり計画」に掲げる「いのちとくらしの先進都市」を実現するため、合併による特例措置や合併補助金等の支援制度を有効に活用しながら、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組んでいく必要があるとの観点から平成18年3月に、「第1次鉾田市行政改革大綱(平成18年度～22年度、東日本大震災により平成25年度まで延長)」を策定するとともに、同大綱の推進項目を着実に推進するため、「鉾田市集中改革プラン」を策定しました。

さらに行財政改革を推進し、市財政運営全般の「説明責任」を果たすことにより「透明性」「公平性」を確保しながら、市民と行政の協働を築き、市民ニーズや地域課題を発掘・発見し、必要とされる新たな公共サービスの創出や課題解決に結びつけていくとともに、政策の「選択」と経営資源の「集中」の理念に基づき、必要とされる行政サービスを選択して提供していくことを目的に、平成25年8月に「第2次鉾田市行政改革大綱(平成26年度～30年度)」を策定するとともに、同大綱の推進項目を具体的かつ着実に推進するため、「鉾田市行政改革推進プラン」を策定しました。

その推進にあたっては、庁内の「鉾田市行政改革推進本部」が主体となり、大綱の着実な推進を図ってきました。また、必要に応じて市議会で説明するとともに市の広報紙やホームページ等を通じて市民に公表し、計画の実効性及び透明性を確保しながら取り組んできました。

なお、「第2次鉾田市行政改革大綱」の達成状況は次のとおりとなっています。達成状況としては、概ね予定どおり進捗している項目が多い状況ではありますが、補助金等の見直しなど進捗が遅れている項目もあり、今後事業内容の見直しを含め改善を図る必要があります。

#### 第2次鉾田市行政改革大綱 行政改革推進プランの達成状況(平成26～30年度)

第2次鉾田市行政改革大綱 4つの方針	進捗状況	項目数
方針1 「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進	AA	3
	A	14
	B	15
	C	3
方針2 地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革	AA	0
	A	4
	B	1
	C	0

方針3 市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働	AA	0
	A	3
	B	3
	C	0
方針4 質の高い市民サービスの提供	AA	0
	A	5
	B	1
	C	0

※1 進捗状況の凡例

AA:予定以上に進捗 A:予定どおり進捗 B:やや遅れている C:かなり遅れている

※2 全部局が取り組んだ推進項目については、平均値として集計した。

## (2) 新たな行政改革推進プランの策定

本市では、平成31年3月に、平成31年度から35年度までの行政改革の基本的な方針を示した「第3次銚田市行政改革大綱」を策定しました。

その大綱に定めた基本理念である『未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ行財政運営』に基づく、3つの方針（方針1：市民ニーズに対応した行財政運営の推進、方針2：市民の信頼に応える組織と職員の意識改革、方針3：「自助・共助・公助」の確立によるまちづくりの推進、）に基づく推進項目を具体的かつ着実に推進するため、「銚田市行政改革推進プラン」を策定するものです。

## (3) 計画期間

行政改革推進プランの計画期間は、「第3次銚田市行政改革大綱」の計画期間に合わせて5年間として、平成31年度（2019年度）から35年度（2023年度）までとします。

## (4) 計画の基本方針・推進項目

行政改革推進プランは、「第3次銚田市行政改革大綱」に定められた3つの基本方針、7つの重点目標及び17の推進項目について、計画期間内に本市が取り組むべき具体的な事項を定めるものであります。

### 【方針1】市民ニーズに対応した行財政運営の推進

#### (1) 事務事業の効率化と行政サービスの向上

- ①事務事業の抜本的な見直し
- ②窓口等の行政サービスの向上

③広域的な連携の検討

(2) 財政運営の改善・効率化

- ①計画的な財政運営
- ②市有財産の有効活用
- ③地方公営企業会計及び特別会計の健全化

(3) 公共施設の効率的な配置・運営

- ①公共施設の長寿命化と施設管理
- ②公共施設のあり方についての検討

**【方針2】市民の信頼に応える組織と職員の意識改革**

(1) 組織の機能化・適正な組織運営の推進

- ①効率的な組織・機構の改革
- ②定員管理の適正化

(2) 職員能力と資質の向上

- ①職員研修の充実
- ②職員意識の向上と改革

**【方針3】「自助・共助・公助」の確立によるまちづくりの推進**

(1) 市民協働の推進・市民活動の支援

- ①市民ニーズの把握の向上
- ②市民主体による活動の支援
- ③住民・市民団体と連携した事業展開

(2) 市民への情報発信の強化

- ①多様な媒体を活用した情報発信方法の拡充
- ②市民協働による双方向の情報発信基盤の整備

(5) 計画の進行管理と公表

銚田市行政改革推進本部を中心に進行管理や必要な見直しを適宜行うとともに、進捗状況については、市の広報紙やホームページで公表します。